

令和7年6月1日

院内掲示

当診療所は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険診療機関です。

☆届出等による医療について

当診療所は下記の施設基準について関東信越厚生局長に届出を行っています。

特掲診療料
運動器リハビリテーション料（1）
小児運動器疾患指導管理料
時間外対応加算1

☆医療情報の活用について

当診療所は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認のデータなどから取得する情報を活用して診療を行っています。また、電子処方箋が活用できるように準備を進めています。

☆診療明細書について

当診療所では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行します。公費負担医療の受給者で、医療費の自己負担の無い方についても明細書を無料で発行します。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、明細書の発行を希望されない方は受付にてその旨お申し出ください。

☆一般名での処方について

後発医薬品があるお薬について患者様へのご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

☆後発医薬品について

当診療所では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いており、当院では、医薬品の供給不足が発生した場合に、治療計画の見直し等、適切な対応が出来る体制を準備しております。

医療法人社団全心会

ぜんしん整形外科 立川スポーツリハビリクリニック 院長